(d)　一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

(e)　「同等受益者」とは、一方の締約国の法令、この条約又は他の国際協定に基づいて所得について当該一方の締約国によって与えられる特典であって、第七条5又は第十条から第十三条までの規定に基づいて当該所得について与えられる特典と同等のもの又はより有利なものを受ける権利を有するであろう者をいう。法人が受け取る配当に関してある者が同等受益者であるか否かを決定するに当たり、その者は、法人であるものとみなし、かつ、当該配当について特典を申請する法人が保有する当該配当を支払う法人の議決権と同一の当該議決権を保有するものとみなす。

7　(a)　(i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合

において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この7の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連して取得され、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

8　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　(i)　コロンビアにおいては、源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の全ての租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

(b)　(i)　日本国においては、課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

第三十一条　終了

1　この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　(i)　コロンビアにおいては、源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　その他の全ての租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

(b)　(i)　日本国においては、課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

2　両締約国は、この条約が終了した場合においても、この条約の規定に基づいて入手した情報については、第二十五条2の規定に引き続き拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十八年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　河野太郎
コロンビア共和国のために
　カルロス・ホルメス・トゥルヒージョ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びコロンビア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　(a)　条約及びこの議定書の適用上、

コロンビアの「義務的年金基金」とは、法律第百号（千九百九十三年）及びこれを修正し、又は代替する規定によって規制される基金であって、コロンビア金融監督庁の監督を受ける年金退職金基金管理者によって管理され、又は運用され、かつ、政令第二千五百五十五号（二千十年）第二部に規定する規則の適用を受けるものをいう。